

国立大学法人鳴門教育大学受託研究取扱規程

平成16年4月1日

規程第39号

改正 平成17年3月14日規程43号

(趣旨)

第1条 国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）における受託研究（本学において外部の機関（以下「委託者」という。）から委託を受けて行う研究でこれに要する経費を委託者が負担するものをいう。以下同じ。）の取扱いについては、他の法令等に定めのある場合を除き、この規程の定めるところによる。

(受入れの原則)

第2条 受託研究は、本学の教育研究上有意義であり、又社会貢献に寄与することが期待されると認められる場合であって、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に行うものとする。

(受入れの条件)

第3条 本学における受託研究受入れの条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 受託研究は、委託者が一方的に中止することはできないこと。ただし、委託者から中止の申し出があった場合には、委託者と協議の上、決定するものとする。
- (2) 受託研究の結果、知的財産権が生じた場合には、これを無償で使用させ、又は譲与することはできないこと。
- (3) 受託研究に要する経費により取得した設備等は、委託者に返還しないこと。
- (4) やむを得ない理由により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても、本学はその責を負わないものとし、この場合、委託者にその事由を書面により通知するものとする。また、受託研究に要する経費は委託者に返還しないこととする。ただし、委託者と協議の上、特に必要があると認められた場合には、不用となった経費の額の範囲内において返還することができる。
- (5) 委託者は、受託研究に要する経費を原則として当該研究の開始前に納付すること。
- (6) その他学長が必要と認めた事項

2 学長は、委託者が国の機関若しくは公社、公庫、公団等政府関係機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機構法人である場合には、前項第3号及び第5号の条件を付さないことができる。

(受入れの経費)

第4条 委託者が負担する経費は、謝金、旅費、研究支援者等の人件費、備品費等受託研究の遂行に直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）及び受託研究の遂行に関連し直接経費以外に必要となる経費（以下「間接経費」という。）の合算額とする。

2 間接経費は、直接経費の30%に相当する額とする。ただし、競争的資金による研究費のうち、当該研究費に係る間接経費が措置されている場合、又は委託者側の事情により30%に相当する額と異なる額とする場合で、学長がやむを得ないと認めるときは、委託者と本学が合意した額とする。

3 委託者が国（国以外の団体等で、国からの補助金を受け、その再委託により委託することが明確な場合を含む。）である場合は、直接経費のみ（競争的資金による研究費のうち、当該研究費に係る間接経費が措置されている場合を除く。）とする。ただし、委託者が国以外のものであっても、次の各号の一に該当する場合で、学長がやむを得ないと認めるときは、直接経費のみとすることができる。

(1) 委託者が、特殊法人、認可法人、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機構法人又は地方公共団体であって、財政事情により間接経費を負担できない場合

(2) 競争的資金による研究費のうち、当該研究費に係る間接経費が措置されていない場合

(申込み)

第5条 受託研究の申込みをしようとする者は、別記様式第1号の受託研究申込書を学長に提出しなければならない。

(受入れの決定等)

第6条 学長は、前条の申込みがあったときは、当該研究を担当する役職員（以下「研究担当者」という。）その他当該研究遂行上の諸条件について考慮の上、当該受託研究の受入れを決定するものとする。

2 学長は、受託研究の受入れを決定したときは、別記様式第2号の受託研究受入決定通知書により申込者に通知するとともに、受託研究受入決定通知の写しをもって経理責任者に通知するものとする。

(契約書等)

第7条 学長は、受託研究の受入れを決定したときは、委託者と当該受託研究に関する契約を締結しなければならない。

2 学長は、契約を締結したときは研究担当者にその旨を通知するものとする。

(研究の中止又は延長)

第8条 研究担当者は、当該研究を中止し、又はその期間を延長する必要があるときは、直ちに別記様式第3号の受託研究中止・期間延長承認申請書により学長に申請するものとする。

2 学長は、前項の申請が受託研究の遂行上やむを得ないと認められるときは委託者と協議の上、これを中止し、又はその期間を延長することを決定し、その旨を研究担当者に通知するとともに、変更契約の締結等必要な手続きを行うものとする。

(研究完了の報告等)

第9条 研究担当者は、当該研究を完了したときは、別記様式第4号の受託研究完了報告書を学長に提出するものとする。

2 学長は、受託研究の成果について委託者に報告するときは、研究担当者に行わせるものとする。

(研究成果の公表)

第10条 学長は、研究成果を公表する場合は、知的財産権の取得の妨げにならない範囲において、その時期及び方法を委託者と協議の上、研究担当者に行わせるものとする。

(知的財産権の出願)

第11条 学長は、受託研究に伴い発明等が生じた場合には、帰属の決定、出願事務等が

迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

- 2 学長は、委託者より出願（外国出願を含む。）の要望があった場合には、委託者と協議の上、決定するものとする。

（知的財産権の実施）

第12条 学長は、受託研究の結果生じた発明等につき、本学が承継した知的財産権を委託者又は委託者の指定する者（以下「委託者等」という。）に限り、出願したときから10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができるものとする。

- 2 学長は、前項の優先的に実施させることができる期間（以下「優先の実施期間」という。）については、必要に応じて更新することができるものとする。

- 3 学長は、第1項の場合において、委託者等が当該知的財産権を優先の実施期間中、一定期間（学長と委託者が協議して定めた期間）を超えて、正当な理由なく実施しないときは、委託者等以外の者に対し、委託者等の意見を聴取の上、当該知的財産権等の実施を許諾することができるものとする。

- 4 学長は、第1項及び第3項の規定により当該知的財産権の実施を許諾したときは、実施契約を締結の上、実施料を徴収するものとする。

（秘密の保持）

第13条 学長及び委託者は、受託研究契約の締結に当たり、相手方より提供又は開示を受け、若しくは知り得た情報について、あらかじめ協議の上、非公開とする旨、定めることができるものとする。

（細則）

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

別記様式第 1 号（第 5 条関係）

受 託 研 究 申 込 書

年 月 日

国立大学法人鳴門教育大学長 殿

申込者
住 所
氏 名 印

国立大学法人鳴門教育大学受託研究取扱規程第 3 条に掲げる条件を遵守の上、下記のとおり受託研究の申込をします。

記

- 1 研究題目
- 2 研究目的及び内容
- 3 研究に要する経費
- 4 研究期間
- 5 希望する研究担当者氏名
- 6 研究用資材，器具等の提供
- 7 その他必要事項

備考 規格は，A 4 とする。

別記様式第2号（第6条第2項関係）

受託研究受入決定通知書

年 月 日

殿

国立大学法人鳴門教育大学長

印

年 月 日付けで申込みのあった受託研究について、受入れを決定
したので通知します。

については、別途受託研究契約を締結します。

備考 規格は、A4とする。

別記様式第3号（第8条第1項関係）

受託研究中止・期間延長承認申請書

年 月 日

国立大学法人鳴門教育大学長 殿

研究担当者

氏 名

印

下記のとおり受託研究を中止・期間延長したいので、申請します。

記

1 研究題目

2 当初の研究期間 年 月 日～ 年 月 日

3 中止する日又は延長する期間

4 中止又は延長を要する理由

5 その他参考事項

備考 規格は、A4とする。

別記様式第4号（第9条第1項関係）

受託研究完了報告書

年 月 日

国立大学法人鳴門教育大学長 殿

研究担当者
氏 名

印

下記のとおり完了しましたので、報告します。

記

1 研究題目

2 委託者氏名

3 研究期間 年 月 日～ 年 月 日

4 研究に要した費用 円

5 研究成果の概要

備考 規格は、A4とする。